

アスベスト問題に関する防衛庁の過去の対応の検証

平成 17 年 8 月 26 日
防 衛 庁

- 1 防衛庁としては、関係省庁及び報道等によりアスベストに係る情報及び資料の収集を行い、得られた情報及び資料については、関係部署への周知徹底に努め、また、関係法令が改正された場合などにおいては、遅延なく適切に措置を講じてきた。
- 2 具体例としては、建築物の吹付けアスベスト材の使用状況を調査し、使用が確認された約 140 棟について、平成 2 年度から平成 6 年度にかけて除去を行っているほか、非飛散性アスベスト含有建材の撤去、保管、運搬及び処分についても、その適切な処理方法を定める等の措置を講じてきたところである。また、建材についても各種規制を踏まえノンアスベスト製品を使用しているものである。

また、昭和 62 年当時、学校施設における吹付けアスベストが社会問題化したことから、周辺対策事業として防音工事の補助を行った学校、病院、公民館等について吹付けアスベストの使用実態調査を行い、昭和 63 年に当該吹付けアスベスト処理に対する補助制度を制定し、施設の設置者からの申請に基づき適宜対応してきている。

職員の健康管理については、アスベストに関する法令を捕捉するとともに、訓令に基づき健康診断を適切に行ってきたところであり、駐留軍等労働者の健康管理についても、法令に従い、在日米軍と協力して健康診断等を行ってきたところである。

なお、米海軍横須賀基地における石綿じん肺訴訟を契機に、従来から実施してきた産業医の職場巡視には平成 15 年度以降、衛生管理者研修を受講した国の職員を同行させ、さらに、平成 16 年度以降産業医を増員するなどの措置を行ってきた。

以 上